

令和7年度主任介護支援専門員研修実施要領

1 事業の名称 令和7年度主任介護支援専門員研修事業

2 目 的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

3 実施主体

宮城県が「特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会」と委託契約を締結の上、実施する。

4 対 象 者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する現任の介護支援専門員とする。

具体的には、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成する観点から、居宅サービス計画等を提出させることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ「介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ）又は介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）〔専門研修課程Ⅰ相当〕」及び「介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅱ）又は介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）〔専門研修課程Ⅱ相当〕」を修了した者とする。

① 専任（常勤専従のことをいう。以下同じ。）の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）

② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）

③ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号のイの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者

④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

具体的には、介護支援専門員の資格を有する者であって、以下のいずれかに該当する者
イ 県、市町村等が実施している介護支援専門員を対象とした研修において、講師又は支援者等として携わっている者であって、市町村長が特に推薦する者

ロ 地域の介護支援専門員に対して指導を行う立場にあり、その活動実績もある者であ

って、市町村長が特に推薦する者

ハ 市町村や基幹型在宅介護支援センターにおいて地域の介護支援専門員に対する相談・支援等の業務に従事した経験があり市町村長が特に推薦する者

ニ 市町村が主催する事例検討会において、ケアプラン指導等に携わった経験、実績があり、市町村長が特に推薦する者

- 5 実施期間
- 6 開催会場
- 7 研修内容
- 8 定員 100名程度
- 9 申込方法

別紙カリキュラム参照

宮城県ケアマネジャー協会のホームページから申請してください。

宮城県ケアマネジャー協会 : <http://www.mcma.or.jp/>

10 申込期間 令和7年7月1日（火）から7月17日（木）まで

11 受講決定

宮城県ケアマネジャー協会から通知を行います。なお、定員を超えた場合は調整させていただきます。ご了承ください。

12 受講料 42,000円

※受講開始後の払い戻しはできませんので、御注意ください。

13 提出課題等 受講決定者に別途連絡いたします。

14 修了証明書の交付について

研修最終日に修了を確認し、修了証明書を交付いたします。必要時間数に満たない場合は修了証明書を交付することができませんので、御了承願います。

なお、修了証明書の再交付はできませんので、紛失しないように御注意願います。

15 その他

当研修についての問い合わせ先

宮城県ケアマネジャー協会

TEL 022-716-0716（月～木曜日 10時～17時）